

宮城県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく高齢者福祉復興推進事業に係る取扱基準 【 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所整備】

1 実施区域

宮城県の沿岸14市町（石巻市，塩竈市，気仙沼市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，女川町，南三陸町）

2 特例措置の内容

当該事業実施区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって，病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し，医師の指示の下，指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うと知事が認めるものについて，開設主体を病院，診療所及び介護老人保健施設に限定しない。

3 特例措置の適用を受ける事業所の基準

（1）人員に関する基準

ア 理学療法士等の員数

指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の員数は，常勤換算方法で，2.5以上とする。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が宮城県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく高齢者福祉復興推進事業の訪問リハビリテーション事業所の指定を受け，かつ，指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と当該指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，宮城県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく高齢者福祉復興推進事業の訪問リハビリテーション事業所の指定に係る人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

イ 管理者

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は，指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理者は，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士でなければならない。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理者は，適切な指定介護予防訪問リハビリテーションを行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理者は，指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の管理者は，当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 設備及び備品等に関する基準

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、宮城県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく高齢者福祉復興推進事業の訪問リハビリテーション事業所の指定に係る設備及び運営に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 運営に関する基準

連携先の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設(以下「連携医療機関等」という。)の医師の指示の下、適切な介護予防訪問リハビリテーションを提供すると認められるときは、病院、診療所及び介護老人保健施設以外の主体でも事業所の開設を可能とすること。その他運営に関する基準については、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の基準に従うこと。

なお、連携先医療機関等については、次の点に留意するものとする。

連携医療機関等は、事業所から自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の近距離にあること。

連携医療機関等が病院又は診療所である場合にあっては、当該病院又は診療所が標榜している診療科名等からみて、病状急変等の事態に適切に対応できるものであること。

連携医療機関等に対しては、円滑な協力を得るため、あらかじめ書面で必要な事項を取り決めておくこと。

4 特例措置の適用を受けようとする場合の手続き

(1) 特例措置の適用の申請

特例措置の適用を受けようとする者は、介護保険法第115条の2第1項の申請に併せ、次に掲げる事項を記載した計画書(様式(介護予防訪問リハビリテーション事業所整備))を、県(特例措置を受けようとする指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在地を所管する保健福祉事務所)に提出すること。

特例措置を受けようとする指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の名称及び所在地、連携医療機関等の名称及び診療科名(連携先が病院又は診療所の場合に限る。)並びに当該連携先との具体的な連携内容(契約書等の写しを添付すること。)

(2) 特例措置の適用

県は、当該申請の内容を審査し、連携医療機関等との密接な連携を確保し、医師の指示の下、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができると認められる場合は、特例措置を適用する。

5 特例措置の適用期間

認定日から平成29年3月31日までとする。

6 留意事項

特例措置の適用を受ける事業所に係る介護報酬の取扱い(介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む。)については、従前どおりの取扱いとする。

【参考】老健局高齢者支援課・老人保健課事務連絡

人員，設備及び運営に関する基準

1 人員に関する基準

病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し，医師の指示の下，適切な介護予防訪問リハビリテーションを提供するために十分な員数の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士（うち1名は常勤の管理者であることが望ましい。）を確保するとともに，必要に応じて介護職員を配置するなど一定の事業所規模を確保すること。

2 設備及び運営に関する基準

連携先の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設（以下「連携医療機関等」という。）の医師の指示の下，適切な介護予防訪問リハビリテーションを提供すると認められるときは，病院，診療所及び介護老人保健施設以外の主体でも事業所の開設を可能とすること。その他設備及び運営に関する基準については，指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の基準に従うこと。

なお，連携医療機関等については，次に点に留意するものとする。

イ 連携医療機関等は，事業所から自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の近距離にあること。

ロ 連携医療機関等が病院又は診療所である場合にあっては，当該病院又は診療所が標榜している診療科名等からみて，病状急変等の事態に適切に対応できるものであること。

ハ 連携医療機関等に対しては，円滑な協力を得るため，あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

報酬の取扱い

規制の特例措置の適用を受ける事業所及び施設に係る介護報酬の取扱い（介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む。）については，従前どおりの取扱いとすること。

特例措置に伴い必要となる手続き

特例措置の適用を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した書類を，当該適用に係る事業所又は施設の所在地の道県知事又は市町村長に提出すること。

事業所又は施設の名称及び所在地

連携先の病院，診療所，介護老人保健施設又は介護老人福祉施設の名称及び診療科名（連携先が病院又は診療所の場合に限る。）並びに当該連携先との契約の内容

その他道県知事又は市町村長が必要と認める事項

様式（指定介護予防訪問リハビリテーション事業所整備）

宮城県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく高齢者福祉復興推進事業（指定介護予防訪問リハビリテーション事業所整備）の実施に係る医療機関等との連携等に関する計画書

- 1 特例措置を受けようとする指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の名称及び所在地
 - （１）名称
 - （２）所在地

- 2 連携医療機関等の名称及び診療科名（連携先が病院又は診療所の場合に限る。）並びに当該連携先との具体的な連携内容
契約書等の写しを添付すること